

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了したことに付いて通知がありました。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 紀の川直轄管理区間（五條市の一部）
- 三 測量の終了年月日 平成二十九年三月十日